

# 共済事業（提携保険事業）規程

## 第1章 総則

**第1条**（目的）この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「この会」という）会員制度運営規程に基づく会員（以下「会員」という）の生活安定と福利増進をはかるとともに、定款第5条第1項第5号に基づき、教育関係者の福祉向上並びに社会教育文化の発展に寄与することを目的として定めたものである。

**第2条**（事業）この会は、前条の目的を達成するため、生命保険会社との提携保険事業により、会員の死亡時などに適切な保障を提供する生命保険会社の保険商品を利用した共済制度（以下「本制度」という）を実施する。

**第3条**（加入者）会員は、この規程並びにこれに基づく細則を承認することにより、本制度に加入申込を行う事ができる。

2. 本制度加入者とは、本制度に加入申込を行い、登録された者をいう。

**第4条**（加入者の権利及び義務）本制度の加入者（以下「加入者」という）は、次の権利を有し義務を負う。

- (1) 加入している生命保険の約款に定められた保険金等を受ける権利
- (2) 本制度を脱退する権利
- (3) 都道府県支部が別に定めた特典を受ける権利
- (4) この規程で定める生命保険料（会費）を納入する義務

## 第2章 本制度の加入・脱退

**第5条**（加入手続き・資格）会員が本制度に加入する場合は、別に定める加入申込書に必要事項を記入し、この会に提出しなければならない。ただし、年齢が60歳以下でかつ正常に就業している者に限る。

**第6条**（生命保険料〔会費〕の納入）加入者は、所定の生命保険料（会費）を加入した月から納入しなければならない。

**第7条**（脱退）加入者は、この会の会員制度運営規程第7条に基づき、会員資格を失った場合、脱退となるものとする。

## 第3章 本制度の運営

**第8条**（提携保険事業の概要）本制度は、ジブラルタ生命保険株式会社（以下「会社」という）との集団扱契約、団体扱契約により実施する。集団扱契約については、契約者をこの会の理事長、被保険者をこの会の会員とする生命保険契約（以下「教弘保険」という）にて運営する。

**第9条**（配当金）教弘保険契約の約款に基づき、契約者であるこの会の理事長に支払われる契約者配当金は、会の事業資金としてこの会の目的とする公益目的事業（奨学事業、教育研究助成事業、教育文化事業）、福祉事業及び法人運営費の財源に充てる。ただし、この財源は、公益目的事業に60%、福祉事業に20%、法人運営費に20%を充てる。

**第10条**（教弘付属保険等）この会は、前条教弘保険のほか、保障の補完および会員の保障ニーズに幅広く応えることを目的として、会社と協定して、会員又はその家族を対象とした団体保険又は個人保険の団体取扱いを締結することができる。

**第11条**（事務の委任）この規程に基づく事務の一部を別に定めるところにより、この会の支部に委任する。

## 第4章 雑則

**第12条**（細則）この規程の実施に必要な事項は別に定める。

**第13条**（規程の改廃）この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

## 附則

- 1 この規程は、昭和30年8月18日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 共済事業（提携保険事業）規程運営細則

**第1条** この細則は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「この会」という）共済事業（提携保険事業）（以下「共済事業」という）規程（以下「規程」という）第12条に基づき共済事業の実施運営に関する事項を定めたものである。

**第2条** 規程第3条に定める登録は、規程第8条によってジブラルタ生命保険株式会社（以下「会社」という）と締結する教弘保険の契約申込を会社が承諾したときに行う。

**第3条** 共済制度（以下「本制度」という）に加入する者は、次の事項を記載した加入申込書をこの会に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 勤務先及び職名
- (3) 加入する教弘保険の種類、加入保障額
- (4) 生命保険料（会費）の額、納入方法、給与控除依頼
- (5) その他必要事項

2. 前項申込書には教弘保険を始めとする生命保険契約の加入に関する申込書を添えなければならない。

**第4条** 加入の申込及び生命保険料（会費）の納入はすべてこの会の支部を経由するものとする。

**第5条** 教弘保険の種類、給付請求事由、保険金等の額、生命保険料（会費）、加入限度、加入条件は、規程第8条に基づく教弘保険を始めとする生命保険契約の約款及びこれに基づき会社と締結した協定書による。

**第6条** 規程第10条によって取扱う生命保険の種類及び取扱の細目は理事会で定める。

**第7条** 規程第11条に基づき支部に委任する事務は次のとおりとする。

- (1) 加入申込書の受理と登録に関すること
- (2) 会員を被保険者とする教弘保険の申込に関すること
- (3) 生命保険料（会費）の収納と保険料の払込に関すること
- (4) 会員証の交付に関すること
- (5) その他理事会で定めた事務

**第8条** この運営細則に定めるもののほか必要な事項は、この会の理事長が理事会にはかって定める。

### 附則

1 この細則は、昭和54年5月29日から施行する。

2 この改正細則は、平成24年4月1日から施行する。